

【農作物残渣の焼却行為に係る届出先が変わります】

令和8年9月1日から、農作物残渣(稲わら、豆の殻、玉ねぎの皮など)の焼却行為に係る届出先が変更となります。
これまで、農作物残渣の焼却行為については町で受け付けていましたが、制度の整理に伴い、今後は津別消防署へ揚煙の届出をしていただくこととなります。

なお、森林法に基づく火入れ(造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑及び採草地の改良)については、これまでどおり町への申請が必要です。

■変更日 令和8年9月1日

揚煙届出について

火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為(焼却、たき火など)を行なう場合、それ自体火災予防上の危険があるものですが、十分な消火準備がなされている場合であっても、消防署がそれを知らなければ、町民からの119通報により火災と間違えて消防隊が出動する場合があります。

そこでこれらの行為を実施する者は事前に管轄する消防署長に届け出なければならないことが火災予防条例で定められています。

「火災とまぎらわしい行為(野焼き等)」と「火入れ」は 届出等の取り扱いが異なります。

火災とまぎらわしい行為(野焼き)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一部の例外を除き、屋外での **廃棄物の焼却(野焼き)** は禁止されています。

「一部の例外」に該当する内容

- ① 農業・林業を営むためにやむを得ないものとして行われる場合
(田んぼの畔焼き、稲わら・豆の殻・玉ねぎの皮等の焼却)
(その他農業に伴い発生した農作物残渣の焼却)
- ② 風俗慣習上又は宗教上の行事のために必要な場合
(どんと焼き、正月しめ縄・門松のお焚き上げなど)
- ③ 生活環境に与える影響が軽微である場合(たき火など)

**最寄りの消防署へ
「揚煙届出」の提出が必要です！**

問い合わせ先

美幌・津別広域事務組合 津別消防署
警防担当 ☎ 76-2189

火入れ

町に**「火入れ許可申請書」**を提出し、許可を得る必要があります！

農地での焼却行為、 これはどっち??

1 田の畔や用水路沿いの草や藁を刈り取って数か所に集めて燃やす。

▶ **火入れではありません。**
最寄りの消防署へ
「揚煙届出」の提出が必要です！

2 田の畔や用水路沿いの草や藁を刈り取らず、生えたままの状態の草や藁に火を入れて、畔や用水路沿いを面的に燃やす。

▶ **火入れです。**
町に**「火入れ許可申請書」**を提出し、
許可を得る必要があります

3 田の畔や用水路沿いの草や藁を刈り取って、畔や水路沿いを面的に燃やすために必要最低限の刈草を残し、畔や用水路沿いを面的に燃やす。

▶ **火入れです。**
町に**「火入れ許可申請書」**を提出し、
許可を得る必要があります

4 田畑に、庭などで刈り取った草や枯草、剪定した枝木などを持ち込んで燃やす。

▶ **火入れではありません。**
屋外での廃棄物の焼却(野焼き)は
禁止されています。

5 田畑で、農業経営上で発生した廃材等を燃やす。

▶ **火入れではありません。**
屋外での廃棄物の焼却(野焼き)は
禁止されています。

「揚煙等の行為の届出書」を美幌・津別事務組合ホームページよりダウンロードし、
必要事項を記入してお持ちいただければ、登録手続きがスムーズに行えます。

問い合わせ先

【制度の内容に関すること】 林政係 18番窓口 ☎ 77-8386

【届出手続きに関すること】 美幌・津別広域事務組合 津別消防署 ☎ 76-2189

公営住宅 入居者募集

募集期間

8月7日(金)～14日(金)
(土日・祝日を除く)

受付場所

住宅係 2階20番窓口

入居資格

- ①入居者及び同居者の合算所得が、認定収入額の基準内であり、住宅に困窮している方(下記の世帯人数別の年間所得額一覧表を参照)
- ②入居者及び同居者、又は同居しようとする親族等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと

今回公募する公営住宅(入居予定時期8月下旬)

町営住宅

団地名	住所	年度／規模	家賃	駐車場	共益費
まちなか団地	旭町11番地1	H22／2LDK	19,500円 ～29,000円	1台300円	600円

津別町HP
住宅情報は
こちらから



提出書類

入居申込される方が津別町民の場合

- ①入居申込書(H Pからダウンロード可)
- ②マイナンバー提供書(H Pからダウンロード可)

入居申込される方が津別町民ではない場合

- ①入居申込書 (H Pからダウンロード可)
- ②入居予定者全員の住民票
- ③滞納のないことの証明書
- ④入居予定者の所得が確認できるもの

入居にあたっての留意事項

- ①犬・猫等ペットの飼育はできません。
(一時預かりの場合も禁止です)
- ②入居が決定したときは、3ヶ月分の家賃に相当する金額を敷金として納付していただきます。
- ③独立の生計を営み、入居申込者と同程度以上の収入を有する連帯保証人1名が必要です。
- ④入居後の各種手続きについては、ご自身で行っていただきます。

町営住宅収入基準

(上段が年間所得金額、下段括弧書きは年間収入金額)

区分	単身世帯	2人世帯	3人世帯
通常の入居者	1,996,000円以下 (2,963,999円以下)	2,376,000円以下 (3,507,999円以下)	2,756,000円以下 (3,991,999円以下)
入居の特例	3,208,000円以下 (4,559,999円以下)	3,588,000円以下 (5,031,999円以下)	3,968,000円以下 (5,508,000円以下)

上記の収入基準額は、所得のある方が一人の場合で給与所得の場合です。
入居の特例は障がい者の方などが入居される場合に適用されます。

特定公共賃貸住宅収入基準

(上段が年間所得金額、下段括弧書きは年間収入金額)

区分	単身世帯	2人世帯	3人世帯
世帯の主たる 所得者が 45歳以下	1,996,000円以上 ～3,208,000円以下 (2,964,000円以上 ～4,563,999円以下)	1,956,000円以上 ～6,324,000円以下 (2,908,000円以上 ～8,248,889円以下)	2,336,000円以上 ～6,704,000円以下 (3,452,000円以上 ～8,654,000円以下)
世帯の主たる 所得者が 46歳以上		2,376,000円以上 ～6,324,000円以下 (3,512,000円以上 ～8,248,889円以下)	2,756,000円以上 ～6,704,000円以下 (3,996,000円以上 ～8,654,000円以下)

入居申込・問い合わせ先

住宅係 20番窓口 ☎ 77-8390